

熊本県情報公開審査会の答申(平成13年11月27日付け第67号)の概要

1 諮問の概要

別紙1の「公文書の件名」の欄に掲げる公文書の非開示決定又は一部開示決定に対する異議申立てについて(諮問第71号他)

(参考)原処分の概要

別紙1のとおり、非開示決定又は一部開示決定(実施機関:教育委員会)

(理由)平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号該当。

教職員、生徒等の氏名など非開示とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

2 答申の骨子

(1)審査会の結論

実施機関が行ったそれぞれの非開示決定又は一部開示決定により非開示とした部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示すべきである。その余の実施機関の判断は妥当である。

(2)審査会の判断要旨

諮問第71号関係

ア 各大会で入賞した教職員及び生徒の氏名は、既に公知の事実になっており、これらを開示しても、当該教職員及び生徒個人のプライバシーを侵害するおそれがない情報であることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号ただし書口に該当し、開示すべきである。

イ 水泳中の事件名及び高校名からは、直接特定の個人が識別されないこと、また、他の情報と組み合わせることによっても、特定の個人が識別され得ないことが認められたので、同号に該当せず、開示すべきである。

ウ その余の実施機関の判断は妥当である。

諮問第72号関係

実施機関の判断は妥当である。

諮問第74号関係

ア 平成10年10月1日以後に決裁等の手続が終了した公文書に記載されている教職員の氏名は、平成10年改正後条例第8条第2号ただし書八に該当し、開示すべきである。

イ 職員会議録に記載されている教職員の発言内容からは、直接特定の個人が識別されないこと、また、他の情報と組み合わせることによっても、特定の個人が識別され得ないことが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

エ 高校名からは、特定の個人が識別され得ないことが認められたので、平成10年改正前条例又は平成10年改正後条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

オ その余の実施機関の判断は妥当である。

諮問第75号関係

実施機関の判断は妥当である。

生徒及び生徒の保護者の相談内容及び発言内容について
保健室では、心身の健康に問題を持つ生徒等が他人には言えない自己の悩み等を打ち明けるものであり、当該内容が仮に開示されれば、保健室へ相談に来た生徒又はその生徒の保護者と学校との信頼関係が著しく損なわれ、保健室の業務の目的が損なわれること、かつ、学校業務の円滑な執行及び運営に支障が生ずることは明らかであると認められるので、平成10年改正前条例第8条第8号に該当するので、非開示は妥当である。

諮問第76号から第78号まで、第81号、第83号、第84号、第90号
関係

実施機関の判断は妥当である。

諮問第92号関係

ア 弁護士の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、平成10年改正前条例第8条第2号に該当しない。同条第3号該当性については、弁護士の社会的立場及び役割からすれば、一般的に弁護士の氏名は公とされるものであり、これを開示しても、弁護士と依頼者との信頼関係を損なうおそれはないと認められることから、弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないので、同号に該当せず、開示すべきである。

イ その余の実施機関の判断は妥当である。

諮問第93号関係

実施機関の判断は妥当である。

諮問第101号関係

開示請求に係る公文書は、上記諮問第78号における開示請求に係る公文書の中の、生徒健康診断票（一般）及び生徒健康診断票（歯・口腔）と同一のものであることが認められた。

実施機関は、諮問第78号に係る開示請求に対して当該公文書と同一の文書

を一部開示しており、当審査会としては、当該一部開示決定が妥当であると判断している。したがって、当該公文書を全部非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、諮問第78号に係る開示請求に対して実施機関が開示した部分と同様の部分を開示すべきである。

諮問 番号	開示請求 年月日	公文書の件名	非開示決定 年月日	異議申立て 年月日
7 1	H11. 8.20	熊本県立済々躰高等学校における校務日誌 (98年5月20日～7月20日)	H11. 9. 3	H11. 9. 7
7 2	H11. 8.20	熊本県立済々躰高等学校における校務分掌 表(1998年度)	H11. 9. 3	H11. 9. 7
7 4	H11. 8.20	熊本県立済々躰高等学校における職員会議 録(1998年5月～10月分)	H11. 9. 3	H11. 9. 7
7 5	H11. 8.20	熊本県立済々躰高等学校における保健日誌 (1998年5月20日～5月31日)	H11. 9. 3	H11. 9. 7
7 6	H11. 8.20	熊本県立鹿本商工高等学校から熊本県教育 委員会に提出された生徒事故報告書(98年 5月～99年3月)	H11. 9. 3	H11. 9. 7
7 7	H11. 8.20	熊本県立鹿本商工高等学校における校務分 掌(1998年度)	H11. 9. 3	H11. 9. 7
7 8	H11. 8.20	熊本県立鹿本商工高等学校から熊本県教育 委員会に提出された日本体育・学校健康セン ター関連文書(1998年5月～1999年 1月)	H11. 9. 3	H11. 9. 7
8 1	H11. 9. 7	熊本県高等学校体育連盟規約等	H11. 9.21	H11.10. 5
8 3	H11. 9. 7	1998年度熊本県高等学校総合体育大会 バスケットボール競技大会<男子の部>の参 加申込書	H11. 9.21	H11.10. 5
8 4	H11. 9. 7	熊本県立済々躰高等学校において98年5 月29日に発生した県立鹿本商工高等学校在 籍の男子生徒(当時2年)の死亡事故、及び 同事故後の両校校長及び熊本県教育委員会対 応関連文書	H11. 9.21	H11.10. 5
9 0	H11.11. 2	熊本県立鹿本商工高等学校及び県立済々躰 高等学校における平成10年度の校務分掌	H11.11.16	H11.12. 8
9 2	H11.12. 8	平成10年5月29日に開催された熊本県 高校総体男子バスケットボール試合における 県立鹿本商工高等学校生徒の死亡事故に関連 して県立鹿本商工高等学校職員が出張したこ とに関する出張伺、旅行命令簿、復命書、支 出命令書、支出命令内訳書	H11.12.22	H12. 1.13
9 3	H11.12. 8	平成10年5月29日に開催された熊本県 高校総体男子バスケットボール試合に関連し て県立鹿本商工高等学校職員が出張したこ とに関する出張伺、旅行命令簿、復命書、支 出命令書、支出命令内訳書	H11.12.22	H12. 1.13
1 0 1	H12. 4.27	平成10年5月29日に開催された熊本県 高校総体男子バスケットボール試合において 死亡した県立鹿本商工高校生徒に係る健康診 断に関する文書	H12. 5.11	H12. 5.29

諮問 番号	開示すべき部分
7 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成10年5月31日付け校務日誌に記載されている熊本県高等学校総合体育大会で入賞した生徒の氏名 ・ 平成10年7月4日付け校務日誌に記載されている熊本県水泳選手権1000m平泳で優勝した教職員の氏名 ・ 平成10年7月15日付け校務日誌に記載されているフェンシング九州大会で入賞した生徒の氏名 ・ 平成10年6月5日付け校務日誌の通達事項の欄に記載されている水泳中の事件名 ・ 高校名
7 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校名 ・ 平成10年6月30日付け職員会議録のその2及び同年7月31日付け職員会議録のその4に記載されている教職員の発言内容 ・ 平成10年10月12日付け職員会議録に記載されている教職員の氏名
9 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の氏名
1 0 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第78号に係る開示請求に対して実施機関が開示した部分と同様の部分

諮問第71号、第72号、第74号から第78号まで、第81号、第83号、第84号、第90号、第92号、第93号及び第101号

答 申

第1 審査会の結論

別表第1の「開示請求に係る公文書の件名」の欄に掲げる公文書の開示を求める請求に対して、熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行ったそれぞれの非開示決定又は一部開示決定（以下「本件各非開示等決定」という。）において非開示とした部分のうち、別表第4に掲げる部分は開示すべきである。その余の実施機関の判断は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

別表第1のとおりである。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件各非開示等決定を取り消し、及び当該情報（個人の住所、電話番号、生年月日、個人を識別するための番号・記号、暗証番号、生育歴、学歴、及び本人の了解を得ていない個人（私人・公務執行中以外の公務員）の氏名を除く。）を全部開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての理由は次のとおりである。

熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件各非開示等決定をした理由は、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成10年熊本県条例第30号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「平成

10年改正前条例」という。)第8条第2号又は熊本県情報公開条例の一部を改正する条例による改正後の熊本県情報公開条例(以下「平成10年改正後条例」という。)第8条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当するためであり、その詳細は、それぞれ別表第2のとおりである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件各非開示等決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 平成10年改正前条例第8条第2号及び平成10年改正後条例第8条第2号について

平成10年改正前条例第8条第2号本文及び平成10年改正後条例第8条第2号本文は、開示しないことができる情報として「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては最大限に保護することとし、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書については非開示とすることを定めたものである。平成10年改正後条例第8条第2号ただし書は、その例外として「公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名」を開示することができる旨を定めたものである。

なお、平成10年改正前条例第8条第2号は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名とそれ以外の個人に関する情報を区別していないので、個人に関する一切の情報を非開示とするものであると解する。

当審査会は、以上のことを踏まえて、実施機関が本件各非開示等決定において非開示とした部分が、平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号に該当するか否か、以下検討することとする。

2 開示請求に係る公文書及び平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号該当性について

(1) 諮問第71号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15条第1項の規定により学校において備えなければならないとされる表簿のうち、同項第2号に規定する学校日誌として、熊本県立済々黌高等学校（以下「済々黌」）という。）が作成したものである。

当該公文書には、校務記事、通達事項、会議・大会等、参観来訪及び職員の動静の内容が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第71号の欄に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

(ア) まず、本件非開示部分のうち、教職員及び生徒の氏名（平成10年5月31日付け校務日誌に記載されている熊本県高等学校総合体育大会で入賞した生徒の氏名、同年7月4日付け校務日誌に記載されている熊本県水泳選手権100m平泳で優勝した教職員の氏名及び同年7月15日付け校務日誌に記載されているフェンシング九州大会で入賞した生徒の氏名を除く。）、生徒のクラス名、教職員の年次有給休暇の取得時間及び休暇の種類並びに同年6月29日付け校務日誌の校務記事の欄に記載されている教職員を祝する内容について検討する。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) しかしながら、実施機関が非開示とした教職員及び生徒の氏名

のうち、平成10年5月31日付け校務日誌に記載されている熊本県高等学校総合体育大会で入賞した生徒の氏名、同年7月4日付け校務日誌に記載されている熊本県水泳選手権100m平泳で優勝した教職員の氏名及び同年7月15日付け校務日誌に記載されているフェンシング九州大会で入賞した生徒の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められたが、同号ただし書口「実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報」の該当性について検討する必要がある。この規定に該当する情報の範囲としては、個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報及び公にすることが慣行となっていて、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報が含まれると解する。これらの各大会で入賞した教職員及び生徒の氏名は、新聞、テレビ等で報道されることにより、既に公知の事実になっており、これらを開示しても、当該教職員及び生徒個人のプライバシーを侵害するおそれがない情報であることが認められた。したがって、当該教職員及び生徒の氏名は、同号ただし書口に該当するので、実施機関の主張は採用できない。

(ウ)次に、本件非開示部分のうち、平成10年6月5日付け校務日誌の通達事項の欄に記載されている水泳中の事件名について検討する。

一般に「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(情報)」とは、特定の個人が公文書から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別されなくとも、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報も含まれると解する。なお、ここでいう「他の情報」の範囲としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報は、その範囲に含まれないものと解するのが妥当である。

これを前提として、当該事件名について検討すると、この情報からは、直接特定の個人が識別されないこと、また、他の情報と組み合わせることによっても、特定の個人が識別され得ないこと

が認められた。したがって、当該事件名は、同号に該当せず、実施機関の主張は採用できない。

(エ) 次に、本件非開示部分のうち、高校名について検討する。

当該高校名は、個人に関する情報でなく、また、この情報から特定の個人が識別され、又は識別され得ないことが認められた。したがって、当該高校名は、同号に該当せず、実施機関の主張は採用できない。

(2) 諮問第72号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、熊本県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号。以下「学校管理規則」という。）第11条の規定により校長が定めた校務分掌表である。

当該公文書には、済々黌における校務について、各部の係ごとに校務の内容及び当該係に所属する教職員の氏名が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第72号の欄に掲げる教職員の氏名を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

実施機関が非開示とした教職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(3) 諮問第74号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、学校管理規則第28条の規定により学校において備えなければならないとされる表簿のひとつであり、校長が主宰する職員会議において協議された事項、決定した事項等の内容が記載された会議録である。

当該公文書には、済々黌における職員会議の開催期日、開催時間、司会者名、記録者名、出欠確認者名、議題及び連絡事項の内容並びに主たる意見や決定事項等の協議事項の内容が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第74号の欄に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号該当性について

当該公文書のうち、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了したもの（以下「10月1日前公文書」という。）については平成10年改正前条例第8条の規定が、同日以後に決裁又は供覧の手続が終了したもの（以下「10月1日以後公文書」という。）については平成10年改正後条例第8条の規定が、それぞれ適用される。

（ア）まず、本件非開示部分のうち、10月1日前公文書に記載されている教職員の氏名、生徒の氏名及びクラス名並びに10月1日前公文書のうち平成10年7月31日付け職員会議録に記載されている転入考査及び不登校生徒についての協議及び報告内容並びに平成10年8月31日付け職員会議録に記載されている教育相談における生徒の状況についての報告内容について検討する。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

次に、実施機関は、10月1日以後公文書に記載されている教職員の氏名を非開示としている。平成10年改正後条例第8条第2号ただし書ハは、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名については、開示することができることを定めており、同号ただし書ハによれば、職員会議において発言した教職員の氏名を開示しない理由が認められないことから、実施機関の主張は採用できない。

（イ）次に、本件非開示部分のうち、平成10年6月30日付け職

員会議録のその2及び同年7月31日付け職員会議録のその4に記載されている教職員の発言内容について検討する。これらの情報からは、直接特定の個人が識別されないこと、また、他の情報と組み合わせることによっても、特定の個人が識別され得ないことが認められた。したがって、これらの情報は、平成10年改正前条例第8条第2号に該当せず、実施機関の主張は採用できない。

(ウ)次に、本件非開示部分のうち、高校名について検討する。当該高校名は、個人に関する情報でなく、また、この情報からは、特定の個人が識別され、又は識別され得ないことが認められた。したがって、当該高校名は、平成10年改正前条例又は平成10年改正後条例第8条第2号に該当せず、実施機関の主張は採用できない。

(4) 諮問第75号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、済々黌の養護教諭が、平成10年5月20日から同月31日までに行った健康診断、健康相談、救急処置その他の学校保健に関する業務の内容を記録したものである。

当該公文書には、同期間における同校の行事、学年及び性別ごとの保健室への来室者数、来室者の相談内容等が日ごとに記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第75号の欄に掲げる部分(以下「本件非開示部分」という。)を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

(ア)まず、本件非開示部分のうち、教職員及び生徒の氏名、クラス名、部活動名、部活動における役職名、生徒の傷病の状況が記載された部分について検討する。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので

あることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 次に、生徒及び生徒の保護者の相談内容及び発言内容について検討する。これらの情報だけでは、直接特定の個人が識別されないこと、また、他の情報と組み合わせることによっても、特定の個人が識別され得ないことが認められた。したがって、当該相談内容及び発言内容は、同号に該当せず、実施機関の主張は採用できない。ただし、これらの情報は、同条第8号該当性について判断する必要があるので、次のウで検討することとする。

ウ 平成10年改正前条例第8条第8号該当性について

平成10年改正前条例第8条第8号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

まず、生徒及び生徒の保護者の相談内容及び発言内容は、同号に規定する県が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

次に、当該情報を開示することで、県が行う事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

保健室は、養護教諭が心身の健康に問題を持つ生徒の状態を的確に把握し、当該生徒がより健康になるように個別指導を行い、支援していくための場所であるといえる。心身の健康に問題を持つ生徒等は、身体的及び精神的な苦痛や悩みからの解放を求め保健室に来室するが、そこでは、他人には言えない自己の心身の健康状態に関

する悩み等が率直に打ち明けられるものである。当該情報が仮に開示されれば、保健室へ相談に来た生徒又はその生徒の保護者と学校との信頼関係が著しく損なわれ、保健室の業務の目的が損なわれること、かつ、学校業務の円滑な執行及び運営に支障が生ずることは明らかであると認められる。したがって、当該情報は、平成10年改正前条例第8条第8号に該当する。

(5) 諮問第76号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、学校管理規則第27条の規定により熊本県立鹿本商工高等学校（以下「鹿本商工」という。）が作成した事故報告書である。

当該公文書は、鹿本商工の校長が実施機関に送付した事故報告書並びにその添付書類である事故現場見取図、事故直後の周囲の状況を示した図及び平成10年度熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール競技（以下「本件競技」という。）の組合せの決定に係る通知文で構成されている。事故報告書には、鹿本商工の生徒の事故に関して、当該事故の発生年月日、発生場所、関係者氏名、経緯、学校のとった処置等が記載されている。また、添付書類のうち、事故現場見取図には事故直後にバスケットボールコート内にいた生徒等の位置が、事故直後の周囲の状況を示した図には事故直後に鹿本商工の生徒の周辺にいた生徒等の位置が、その氏名とともにそれぞれ記載されている。さらに、本件競技の組合せの決定に係る通知文には、熊本県高等学校体育連盟会長が各高等学校長にあてた本件競技の注意事項、実施要領及び組合せが記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第76号の欄に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

本件非開示部分 は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イから八までのいずれにも該当しない。

(6) 諮問第77号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、学校管理規則第11条の規定により校長が定めた校務分掌表である。

当該公文書には、鹿本商工における校務について、各部、学科等主任の氏名、学年主任、クラス担任、副担任の氏名、各部長、副部長及び所属職員の氏名並びにその他の係の担当者等の氏名が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第77号の欄に掲げる教職員の氏名を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

実施機関が非開示とした教職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イから八までのいずれにも該当しない。

(7) 諮問第78号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、学校の管理下における生徒の災害について学校の設置者と日本体育・学校健康センターとの間で締結された災害共済給付契約に基づき、日本体育・学校健康センター法施行令(昭和60年政令第331号)第6条の規定による災害共済給付金の請求をするために、鹿本商工が作成したものである。

当該公文書は、鹿本商工の校長が熊本県教育長に送付した死亡見

舞金支払請求書の提出に係る通知文及びその添付書類である死亡報告書、死亡診断書、災害報告書、休業日の部活動報告書、教育計画書、本件競技大会参加申込書（男子の部）、生徒健康診断票（一般）、生徒健康診断票（歯・口腔）及び事故報告書で構成されている。通知文には、鹿本商工の校長が熊本県教育長に対して死亡見舞金の請求をする旨の内容が記載されている。死亡報告書、死亡診断書及び災害報告書には、被災生徒等の氏名及び学年、保護者氏名、事故発生の日時、災害発生の状況、死亡に至る経過等が記載されている。休業日の部活動報告書、教育計画書及び本件競技大会参加申し込み書（男子の部）には、本件競技大会実施年月日及び場所、鹿本商工における参加人員、日程、本件競技に参加するコーチ及び生徒の氏名等が記載されている。生徒健康診断票（一般）及び生徒健康診断票（歯・口腔）には、生徒の氏名、生年月日、身長、体重、歯の状態等に関する内容が記載されている。事故報告書は、上記（５）アで述べた事故報告書と同一ものである。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第３の諮問第７８号の欄に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

イ 平成１０年改正前条例第８条第２号該当性について

当該公文書は、平成１０年１０月１日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成１０年改正前条例第８条の規定が適用される。

本件非開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められたので、平成１０年改正前条例第８条第２号本文に該当する。また、同号ただし書イから八までのいずれにも該当しない。

（８）諮問第８１号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、これを作成した任意の団体である熊本県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）から、実施機関が取得したものである。

当該公文書は、高体連規約、高体連競技会開催規定、大会参加資格の別途に定める規定、熊本県高体連申し合せ事項、高体連表彰規定、高体連特別（生徒）表彰規定、高体連表彰候補者推薦基準、高体連加盟校一覧及び平成10年度高体連役員表で構成されており、これらには、高体連の設置及び運営等に関する内容並びに会長、理事長、各競技ごとの部長、委員長、専門委員その他の高体連の役員の氏名が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第81号の欄に掲げる高体連の役員の氏名を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

実施機関が非開示とした高体連の役員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(9) 諮問第83号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、平成10年5月29日から同年6月1日にかけて行われた本件競技大会に参加した県立、私立等の各高等学校が高体連バスケットボール専門委員長に直接提出した本件競技大会参加申込書である。

まず、県立高等学校以外の参加申込書について検討する。これらは、実施機関に存在せず、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号）第2条第1項にいう公文書は存在しないことが認められた。したがって、諮問第83号に係る開示請求に対して、県立高等学校以外の参加申込書について不存在とする実施機関の説明には理由があると認められる。

次に、各県立高等学校が作成した参加申込書について検討する。

これらには、チーム名、コーチ名及びその印影、アシスタントコーチ名、マネージャー名並びに選手の氏名、番号、学年及び身長が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第83号の欄に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

各県立高等学校が作成した参加申込書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

本件非開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(10) 諮問第84号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、鹿本商工の生徒の事故について、同校の校長が実施機関に第一報として報告した内容に基づいて実施機関の職員が作成したものである。

当該公文書には、学校名、関係者、発生日、発生の場所、災害の程度及び事故の概要が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第84号の欄に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

本件非開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められたので、平成10年改正前条

例第 8 条第 2 号本文に該当する。また、同号ただし書イから八までのいずれにも該当しない。

(1 1) 諮問第 9 0 号関係

ア 開示請求に係る公文書について

諮問第 7 2 号及び第 7 7 号に係る開示請求の対象となった公文書（上記（ 2 ）ア及び（ 6 ）ア）と同一である。

イ 平成 1 0 年改正前条例第 8 条第 2 号該当性について

諮問第 7 2 号及び第 7 7 号に係る当審査会の判断（上記（ 2 ）イ及び（ 6 ）イ）と同様である。

(1 2) 諮問第 9 2 号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、鹿本商工の生徒の事故に関して同校の職員が行った出張に関して作成された一連の文書である。このうち、出張伺は、同校の職員が出張するために作成したものであり、職名、氏名、旅行先、旅行用務、旅行期間等が記載されている。旅行命令簿は、熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和 2 7 年熊本県条例第 3 1 号。以下「旅費条例」という。）第 4 条第 4 項の規定により同校の校長が出張に関する事項を記載し、これを出張する職員に提示するために作成したものであり、同校の職員の職名及び氏名、職員番号又は口座番号、級号給（相当級）、精算額、旅行用務、旅行期間等が記載されている。復命書は、学校管理規則第 1 9 条第 2 項の規定により出張した職員が同校の校長に復命するために作成したものであり、同校の職員の職名、氏名、旅行先、旅行用務、旅行期間、旅行先での概要等が記載されている。支出命令書は、旅費条例第 3 条の規定により出張した職員に対し旅費を支給するために、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号。以下「会計規則」という。）第 3 8 条第 1 項の規定により実施機関の職員が作成したものであり、支出科目、支出金額、債権者の住所及び氏名、口座振替先等が記載されている。支出命令内訳書（債権者）は、当該支出命令において債権者が複数いる場合の添付書類として、実施機関の職員

が作成したものであり、支出金額、債権者コード、債権者の住所及び氏名、口座振替先等が記載されている。旅費仕訳書は、会計規則第37条及び第38条の規定により実施機関の職員が作成したものであり、出張した職員の職名及び氏名、職員番号又は口座番号、級号給（相当級）、精算額、旅行用務、旅行期間、旅費の計算内訳等が記載されている。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第92号の欄に掲げる部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号該当性について

当該公文書のうち、10月1日前公文書については平成10年改正前条例第8条の規定が、10月1日以後公文書については平成10年改正後条例第8条の規定が、それぞれ適用される。

（ア）まず、本件非開示部分のうち、10月1日前公文書に記載されている教職員の氏名、印影、生徒の氏名、高体連関係者氏名等個人の氏名に係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イから八までのいずれにも該当しない。

次に、10月1日以後公文書に記載されている生徒の氏名についても、同様に、平成10年改正後条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イから二までのいずれにも該当しない。

（イ）しかしながら、本件非開示部分のうち、弁護士の氏名について検討する。

復命書に記載されている弁護士が事故で死亡した生徒に係る見舞金の支給等について関係者との協議に出席していたことは、弁護士の事業活動に係るものであり、当該弁護士の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められた。この情報の非開示該当性については、平成10年改正前条例第8条第3号が適用されるものである。したがって、当該弁護士の氏名は、平成10年改正前条例第8条第2号に該当せず、実施機関の主張は

採用できない。なお、同条第3号該当性の判断は、次のウで検討することとする。

(ウ) 次に、本件非開示部分のうち、職員番号又は口座番号、級号給(相当級)及び債権者コードについて検討する。

これらは、共済制度等において利活用されている重要な内部情報であり、特に口座番号については、旅費だけでなく給与等の受給のために各職員が指定しているものである。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められたので、平成10年改正前条例又は平成10年改正後条例第8条第2号本文に該当する。また、平成10年改正前条例第8条第2号ただし書イからハまで及び平成10年改正後条例第8条第2号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

ウ 平成10年改正前条例第8条第3号該当性について

平成10年改正前条例第8条第3号は、開示しないことができる情報として「法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」と規定している。この趣旨は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。そこで、当該弁護士の氏名を開示することが、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか否かについて検討する。弁護士の社会的立場及び役割からすれば、一般的に弁護士の氏名は公とされるものであり、これを開示しても、当該弁護士と依頼者との信頼関係を損なうおそれはないと認められることから、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。したがって、当該弁護士の氏名は、平成10年改正前条例第8条第3号に該当しない。

(13) 諮問第93号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、平成10年5月29日に開催された熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール競技大会における鹿本商工の職員の出張に関して作成された一連の文書である。当該公文書の構成及び記載内容については、上記(12)アと同様である。

実施機関は、当該公文書に記載された情報のうち、別表第3の諮問第93号の欄に掲げる部分(以下「本件非開示部分」という。)を非開示とした。

イ 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

当該公文書は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

本件非開示部分のうち、教職員の氏名及び印影並びに生徒の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められた。また、職員番号又は口座番号、級号給(相当級)及び債権者コードについては、上記(12)イ(ウ)で述べたとおりである。したがって、本件非開示部分は、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(14) 諮問第101号関係

ア 開示請求に係る公文書について

開示請求に係る公文書は、鹿本商工が学校保健法(昭和33年法律第56号)第6条に規定する健康診断を行ったときに、同法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第6条の規定により同校が作成した生徒健康診断票(一般)及び生徒健康診断票(歯・口腔)である。

実施機関は、当該公文書の全部を非開示とした。

イ 当該公文書の非開示決定について

当該公文書は、上記(7)で述べた生徒健康診断票(一般)及び生徒健康診断票(歯・口腔)と同一のものであることが認められた。

実施機関は、諮問第78号に係る開示請求に対して当該公文書と同一の文書を一部開示しており、当審査会として当該一部開示決定が妥当であると判断したことは上記(7)において述べたとおりである。したがって、当該公文書を全部非開示とした実施機関の判断は妥当でなく、諮問第78号に係る開示請求に対して実施機関が開示した部分と同様の部分を開示すべきである。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年 9月10日	・ 諮問（第71号、第72号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号）
平成11年10月14日	・ 諮問（第81号、第83号、第84号）
平成11年10月21日	・ 実施機関から一部開示理由書を受理（第71号、第72号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号）
平成11年11月22日	・ 実施機関から一部開示理由書を受理（第81号、第83号、第84号）
平成11年12月21日	・ 諮問（第90号）
平成12年 1月20日	・ 諮問（第92号、第93号）
平成12年 2月 4日	・ 実施機関から一部開示理由書を受理（第90号）
平成12年 2月14日	・ 実施機関から一部開示理由書を受理（第92号、第93号）
平成12年 6月 9日	・ 諮問（第101号）
平成12年 9月18日	・ 実施機関から非開示理由書を受理（第101号）
平成13年 9月27日	・ 諮問の審議
平成13年10月30日	・ 諮問の審議
平成13年11月27日	・ 諮問の審議

別表第1 諮問に至る経過

諮問番号	旧条例第6条の規定により異議申立人が公文書の開示請求を行った年月日	開示請求に係る公文書の件名	旧条例第7条の規定により実施機関が非開示の決定を行った年月日	行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により異議申立人が実施機関に対して異議申立てを行った年月日
71	H11. 8.20	熊本県立済々黌高等学校における校務日誌（98年5月20日～7月20日）	H11. 9. 3	H11. 9. 7
72	H11. 8.20	熊本県立済々黌高等学校における校務分掌表（1998年度）	H11. 9. 3	H11. 9. 7
74	H11. 8.20	熊本県立済々黌高等学校における職員会議録（1998年5月～10月分）	H11. 9. 3	H11. 9. 7
75	H11. 8.20	熊本県立済々黌高等学校における保健日誌（1998年5月20日～5月31日）	H11. 9. 3	H11. 9. 7
76	H11. 8.20	熊本県立鹿本商工高等学校から熊本県教育委員会に提出された生徒事故報告書（98年5月～99年3月）	H11. 9. 3	H11. 9. 7
77	H11. 8.20	熊本県立鹿本商工高等学校における校務分掌（1998年度）	H11. 9. 3	H11. 9. 7
78	H11. 8.20	熊本県立鹿本商工高等学校から熊本県教育委員会に提出された日本体育・学校健康センター関連文書（1998年5月～1999年1月）	H11. 9. 3	H11. 9. 7
81	H11. 9. 7	熊本県高等学校体育連盟規約等	H11. 9.21	H11.10. 5
83	H11. 9. 7	1998年度熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール競技大会＜男子の部＞の参加申込書	H11. 9.21	H11.10. 5
84	H11. 9. 7	熊本県立済々黌高等学校において98年5月29日に発生した県立鹿本商工高等学校在籍の男子生徒（当時2年）の死亡事故、及び同事故後の両校校長及び熊本県教育委員会対応関連文書	H11. 9.21	H11.10. 5
90	H11.11. 2	熊本県立鹿本商工高等学校及び県立済々黌高等学校における平成10年度の校務分掌	H11.11.16	H11.12. 8

9 2	H11.12. 8	平成10年5月29日に開催された熊本県高校総体男子バスケットボール試合における県立鹿本商工高等学校生徒の死亡事故に関連して県立鹿本商工高等学校職員が出張したことに關する出張伺、旅行命令簿、復命書、支出命令書、支出命令内訳書	H11.12.22	H12. 1.13
9 3	H11.12. 8	平成10年5月29日に開催された熊本県高校総体男子バスケットボール試合に関連して県立鹿本商工高等学校職員が出張したことに關する出張伺、旅行命令簿、復命書、支出命令書、支出命令内訳書	H11.12.22	H12. 1.13
1 0 1	H12. 4.27	平成10年5月29日に開催された熊本県高校総体男子バスケットボール試合において死亡した県立鹿本商工高校生徒に係る健康診断に關する文書	H12. 5.11	H12. 5.29

別表第2 実施機関の説明

<p>諮問 番号</p>	<p>異議申立てに対する実施機関の説明要旨</p>
<p>7 1</p>	<p>県立済々黌高等学校の校務日誌の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報であり、その他の氏名については、すべて個人に関する情報である。</p>
<p>7 2</p>	<p>県立済々黌高等学校の校務分掌表の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報である。</p>
<p>7 4</p>	<p>県立済々黌高等学校における職員会議録の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報である。</p> <p>また、議事録における職員以外の氏名等並びに「転入考査について」及び「不登校生徒について」に関する内容は、個人に関する情報のうち心身の状況、成績等に関する情報であり、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報も含んでいる。</p>
<p>7 5</p>	<p>県立済々黌高等学校における保健日誌の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報である。その他の氏名及び記載内容は、個人に関する情報（生徒の心身の状況を含む個人のプライバシーに関する情報）である。</p>
<p>7 6</p>	<p>県立鹿本商工高等学校から県教育委員会に提出された生徒事故報告書の職員氏名（私立高校教員は除く。）は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報である。その他の氏名については、すべて個人に関する情報である。</p>
<p>7 7</p>	<p>県立鹿本商工高等学校の校務分掌表の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報である。</p>
<p>7 8</p>	<p>県立鹿本商工高等学校から県教育委員会に提出された日本体育・学校健康センター関連文書の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報である。その他の氏名については、すべて個人に関する情報（請求者の自己に関する情報も含む。）である。</p>

8 1	<p>高体連規約等のうち役員表の氏名は、任意団体である高体連関係者の氏名であり、すべて個人に関する情報である。</p>
8 3	<p>1998年熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール大会参加申込書のうち県立高等学校以外の方は、取得していないので不存在である。</p> <p>県立高等学校の同大会参加申込書の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報であり、またその他の氏名、エントリー選手名等についても、個人に関する情報である。</p>
8 4	<p>県教育委員会対応関連文書の職員氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報である。その他の氏名についても、すべて個人に関する情報である。</p>
9 0	<p>熊本県情報公開条例は、平成10年6月改正（平成10年熊本県条例第30号）により公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名については開示することができることとしたが、同条例附則第3項により改正条例の施行日（平成10年10月1日）前に決裁又は供覧の手続きが終了した公文書についてはなお従前の例によることとされている。</p> <p>各高等学校の校務分掌は、当該年度の年度当初に決定されており、平成10年度の校務分掌は、平成10年9月30日以前にすでに決裁が終了している公文書である。このため、改正前の例に従って上記の決定としたものである。</p>
9 2	<p>異議申立てのあった出張関連文書に記載されている県立鹿本商工高等学校職員の氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報であることから、非開示としている。また、その他の氏名については、すべて個人に関する情報である。</p>
9 3	<p>異議申立てのあった出張関連文書に記載されている県立鹿本商工高等学校職員の氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名であるが、旧条例改正前（平成10年9月30日以前）の公文書の個人に関する情報であることから、非開示としている。また、その他の氏名については、すべて個人に関する情報である。</p>
1 0 1	<p>異議申立てのあった公文書については、当該生徒の健康の記録に関する文書で、生徒の個人名及び身体の状況が記録されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、識別され得る情報が記録されており、旧条例第8条第2号に該当すると判断した。さらに、これが、学校保健法施行規則第6条の規定により作成された文書ではあるが、開示することが公益上必要であると認められないため、非開示とした。</p>

別表第3 非開示部分

<p>諮問 番号</p>	<p>実施機関が非開示とした部分</p>
<p>7 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の氏名、生徒の氏名及びクラス名 ・ 教職員の年次有給休暇の取得時間及び休暇の種類 ・ 平成10年6月5日付け校務日誌の通達事項の欄に記載されている水泳中の事件名 ・ 平成10年6月29日付け校務日誌の校務記事の欄に記載されている教職員を祝する内容 ・ 高校名
<p>7 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の氏名
<p>7 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の氏名、生徒の氏名及びクラス名 ・ 高校名 ・ 平成10年6月30日付け職員会議録のその2及び同年7月31日付け職員会議録のその4に記載されている教職員の発言内容 ・ 平成10年7月31日付け職員会議録に記載されている転入考査及び不登校生徒についての協議及び報告内容 ・ 平成10年8月31日付け職員会議録に記載されている教育相談における生徒の状況についての報告内容
<p>7 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の氏名、生徒の氏名及びクラス名 ・ 部活動名、部活動における役職名 ・ 生徒の傷病の状況が記録されている部分 ・ 生徒及び生徒の保護者の相談内容及び発言内容
<p>7 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員、生徒、保護者、高体連関係者、報道関係者等の氏名
<p>7 7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の氏名
<p>7 8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の氏名、生年月日及びクラス名 ・ 保護者氏名 ・ 教職員及び医師の氏名及び印影 ・ 生徒の身長、体重、座高、栄養状態、視力、歯及び口腔の状態等身体の状態が記載されている部分 ・ 諮問第76号及び第83号の欄に掲げる部分

8 1	<ul style="list-style-type: none"> 高体連の役員の氏名
8 3	<ul style="list-style-type: none"> コーチ名及び印影、アシスタントコーチ名、マネージャー名 選手の氏名、番号及び身長
8 4	<ul style="list-style-type: none"> 教職員、生徒、保護者、高体連関係者、熊本県教育委員会事務局職員の氏名
9 0	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の氏名
9 2	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の氏名及び印影 生徒、高体連関係者、熊本県教育委員会事務局職員、弁護士等の氏名 職員番号又は口座番号、級号給（相当級）、債権者コード
9 3	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の氏名及び印影、生徒の氏名 職員番号又は口座番号、級号給（相当級）、債権者コード
1 0 1	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求に係る公文書の全部

別表第4 開示すべき部分

<p>諮問 番号</p>	<p>開示すべき部分</p>
<p>7 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成10年5月31日付け校務日誌に記載されている熊本県高等学校総合体育大会で入賞した生徒の氏名 ・ 平成10年7月4日付け校務日誌に記載されている熊本県水泳選手権1000m平泳で優勝した教職員の氏名 ・ 平成10年7月15日付け校務日誌に記載されているフェンシング九州大会で入賞した生徒の氏名 ・ 平成10年6月5日付け校務日誌の通達事項の欄に記載されている水泳中の事件名 ・ 高校名
<p>7 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校名 ・ 平成10年6月30日付け職員会議録のその2及び同年7月31日付け職員会議録のその4に記載されている教職員の発言内容 ・ 平成10年10月12日付け職員会議録に記載されている教職員の氏名
<p>9 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の氏名
<p>1 0 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第78号に係る開示請求に対して実施機関が開示した部分と同様の部分